

障がい福祉のてびき

令和5年4月

健康福祉部障がい福祉課
(津市社会福祉事務所)

〒514-8611

津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3157 (直通) FAX 059-229-3334

《各総合支所》

久居総合支所福祉課	電話 059-255-8834	FAX 059-255-6634
河芸総合支所市民福祉課	電話 059-244-1703	FAX 059-244-1713
芸濃総合支所市民福祉課	電話 059-266-2515	FAX 059-266-2522
美里総合支所市民福祉課	電話 059-279-8116	FAX 059-279-8125
安濃総合支所市民福祉課	電話 059-268-5516	FAX 059-268-3357
香良洲総合支所市民福祉課	電話 059-292-4302	FAX 059-292-4318
一志総合支所市民福祉課	電話 059-293-3003	FAX 059-293-3021
白山総合支所市民福祉課	電話 059-262-7015	FAX 059-262-4712
美杉総合支所市民福祉課	電話 059-272-8084	FAX 059-272-0235

はじめに

この福祉のてびきは、障がいのある方に関係機関が実施している制度やサービスなどについて、そのあらましを紹介したものです。

多くの市民の方々に福祉制度を理解していただき、活用されることを期待しています。

障がい者手帳の保持によりサービスを受ける場合、手帳交付後にサービスの申請手続をし、認定を受けた方のみサービスが受けられます。認定前に受けたサービス利用は遡って適用にはなりませんのでご了承ください。

なお、この小冊子の内容は受付窓口や制度の概要を紹介する程度ですので、詳しいことについては、市障がい福祉課、各総合支所各担当又は関係機関などに直接おたずねください。

このてびきの中の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）による各種制度のうち、介護保険のサービスの対象となる制度と重複する部分については、介護保険の制度が優先します。詳細については、それぞれの担当へご確認いただきますようお願いします。

もくじ

I 身体障害者手帳と療育手帳と精神障害者保健福祉手帳

1	身体障害者手帳	1
2	療育手帳	1
3	精神障害者保健福祉手帳	1

II 健康と医療

1	補装具費の支給	1
2	自立支援医療	2
	【更生医療（18歳以上）と育成医療（18歳未満）】、【精神通院医療】	
3	精神障がい者医療費（福祉医療費）の助成（入院）	3
4	障がい者医療費（福祉医療費）の助成	4
5	後期高齢者医療制度への加入	4
6	心身障がい者（児）の歯科診療	5
7	特定疾病療養受療証の交付	5
8	特定医療費（指定難病）受給者証の交付	5

III 年金と手当など

1	年金（障害年金等）	6
2	手当（児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、津市心身障害児童福祉年金、津市重度心身障害者等介護手当）	7
3	心身障害者扶養共済	10
4	産科医療補償制度	11

IV 介護給付費・訓練等給付費・地域生活支援事業

1	障がい福祉サービス	12
2	障害児通所支援	13
3	地域生活支援事業	13

V 在宅福祉

1	日常生活用具の給付	14
2	自動車運転免許取得費の助成	19
3	自動車改造費の助成	20
4	津市声の広報の発行	20
5	点字広報の発行	20
6	点字シール貼付サービス	20
7	津市障害者等交通サービス支援事業	20
8	津市視覚障害者タクシー料金助成事業	21

9	職親	21
10	津市重度障害者等紙おむつ等購入費助成事業	21
11	津市身体障害者等訪問入浴サービス事業	22
12	意思疎通支援事業	22
13	津市視覚障害者自立歩行生活訓練事業	22
14	成年後見制度	22
15	日常生活自立支援事業	23
16	結婚相談	23
17	リフトバス	23

VII 各種割引・減免

駐車禁止の適用除外	24~27
旅客鉄道運賃割引	
航空旅客運賃割引	
バス運賃割引	
タクシー運賃割引	
津なぎさまち内旅客船割引	
有料道路の通行料金割引	
NHK放送受信料の減免	
携帯電話割引	
選挙での投票方法	
公営住宅への入居	
生活福祉資金の貸付	

VIII 税制上の優遇制度

1	税金の控除・減免	28
2	自動車税・軽自動車税の減免	28
3	利子等の非課税（障がい者マル優）	30

IX 相談の窓口

1	津市地域障がい者相談支援センター	31
2	その他の機関等	32

X その他

1	三重おもいやり駐車場利用証制度	34
2	緊急通報システム NET119	35
3	大型家具等ごみ出し支援事業	35
4	はっぴいのーと	36

5 つながるハンドブック	36
6 家族の集い（こころのサロン）	36
7 障がい者支援アプリ「ミライロ！D」	36
障がい者マークの紹介	37

I 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

障がいのある方は、次の手帳の交付を受けていろいろな福祉制度のサービスを受けることができます。

1 身体障害者手帳

視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓・じんざん・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓の機能に永続する障がいがある場合、その程度により1級から6級までの区分があり手帳が交付されます。

2 療育手帳

知的障がいのある方に、障がいの程度によりA1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の区分があり手帳が交付されます。

3 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり、日常生活又は社会生活の制約のある方に、その障がいの程度により1級から3級まで区分があり手帳が交付されます。

このような時は、申請が必要です。

- ①住所が変わったとき ②氏名が変わったとき ③保護者が変わったとき（未成年）
- ④手帳を紛失・破損したとき ⑤他の障がいが生じたとき
- ⑥障がいの程度が変わったとき ⑦障がいがなくなったとき ⑧死亡したとき

II 健康と医療

1 補装具費の支給

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

身体障害者手帳をお持ちの方に、身体の欠損又は機能の損傷を補うべき補装具費（購入費、修理費）の支給を行っています。

補装具には次のものがあります。〈一例〉

肢 体 不 自 由	義手、義足、車いす①、歩行補助杖(1本杖を除く) ①、装具、歩行器①
肢体不自由・言語障がい	重度障害者用意思伝達装置
視 覚 障 が い	視覚障害者安全杖、義眼、眼鏡
聴 覚 障 が い	補聴器

※ 義眼・補聴器・車いす等医学的な判定を必要とする場合及び借受けの場合、三重県障害者相談支援センターにおける判定、指定医師の意見書等が必要です。

購入が原則ですが、平成30年4月1日から必要性が認められた場合、借受け（レンタル）ができるようになりました（現在、市内でレンタルを行う事業者はあります）

せん)。

この補装具費の支給を受けようとする場合は、あらかじめ申請が必要です。

なお、自己負担額は基準額の1割（基準額を超えた場合、その超えた額の合計）になります。

ただし、所得に応じた一定の自己負担上限があります。

また、一定所得以上（市民税所得割額が46万円以上）の場合は支給対象外となります。

- ※ 一定所得以上の場合は、障がい（児）者本人及び（保護者）配偶者のうち、市民税所得割額が最多の方の所得割額で確認します。
- ※ 市民税所得割額について、住宅借入金等特別税額控除及びふるさと納税税額控除前の額で判断されます。
- ※ 要介護認定を受けることができる方は、介護保険制度の福祉用具の貸与が優先されます（オーダーメイドは除く）。

（注）労災保険等からの交付や戦傷病者は、別の窓口（下記参照）です。

- 労災保険…津労働基準監督署 電話 227-1281 FAX 227-1283
- 戦傷病者…市福祉政策課 電話 229-3283 FAX 229-3334

2 自立支援医療

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

【更生医療】※18歳以上の方が対象

身体障害者手帳をお持ちの方が、医療を行うことにより、身体の機能障害を軽減又は改善するなど、確実なる治療効果が期待できる場合、自立支援医療の支給が受けられます。

《対象となる医療の主な例》

障害内容	治療内容
視覚障がい	角膜移植術、白内障手術、網膜はく離手術等
聴覚障がい	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳埋め込み術等
音声・言語又はそしゃく機能障がい	口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療等
肢体不自由	関節授動術、関節形成術、人工関節置換術等
じん臓機能障がい	人工透析療法、腎臓移植、移植後の免疫抑制療法等
肝臓機能障がい	肝臓移植、移植後の免疫抑制療法
心臓機能障がい	弁形成術、弁置換術、冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋込術等
小腸機能障がい	中心静脈栄養法
免疫機能障がい	抗HIV療法等

※ 医療費の自己負担額は1割になります。ただし、所得に応じた一定の自己負担上限があります。

【育成医療】※18歳未満の方が対象

身体に障がいのある児童、又は治療を行わないと将来において障がいを残すと認められる疾患がある児童に対して、手術等の治療によって障がいの改善又は確実な治療効果が期待できる場合に必要な自立支援医療費の支給を行う制度です。なお、育成医療は身体障害者手帳がなくても受けられます。

《対象となる医療の主な例》

障害内容	治療内容
視覚障がい	白内障手術、緑内障手術等
聴覚障がい	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳埋め込み術等
音声・言語又はそしゃく機能障がい	口蓋形成術、歯科矯正治療等
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、切断端形成術等
じん臓機能障がい	人工透析療法、腎臓移植、移植後の免疫抑制療法等
肝臓機能障がい	肝臓移植、移植後の免疫抑制療法
心臓機能障がい	弁口、心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー埋込術等
小腸機能障がい	中心静脈栄養法
免疫機能障がい	抗HIV療法等

(その他)「先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂、停留精巣(睾丸)」等に伴う尿道形成、人工肛門の造設などの外科手術

※ 医療費の自己負担額は1割になります。ただし、所得に応じた一定の自己負担上限があります。

【精神通院医療】

精神障がいの治療のため、医療機関で外来治療を受けている方は、通院医療に要した医療費の自己負担額は1割になります。

ただし、所得に応じた一定の自己負担上限があります。

3 精神障がい者医療費（福祉医療費）の助成（入院）

問合せ…市保険医療助成課 電話 229-3158 FAX 229-5001
又は各総合支所市民福祉課福祉担当
(久居総合支所は市民課介護・保険担当 電話 255-8837)

本人と扶養している人がそれぞれ津市に1年以上住所を有している、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの方で、指定された医療機関（精神科）に継続して90日を超えて入院した場合、医療費の自己負担額（保険診療分）の2分の1が助成されます。なお、助成を受けるには申請が必要で、本人及び扶養義務者等の所得制限があります。

4 障がい者医療費（福祉医療費）の助成

問合せ…市保険医療助成課 電話 229-3158 FAX 229-5001
又は各総合支所市民福祉課福祉担当
(久居総合支所は市民課介護・保険担当 電話 255-8837)

津市内に住所を有している身体障害者手帳（1級から3級）、療育手帳[A 1（最重度）・A 2（重度）・B 1（中度）]又は知能指数50以下の判定を受けた方、精神障害者保健福祉手帳（1級から2級）をお持ちの方は、医療費の自己負担額（保険診療分）に対して助成が受けられます。

ただし、精神障害者保健福祉手帳1級の方は通院分のみの全額、2級の方は通院分のみの半額が助成対象です。

なお、助成を受けるには申請が必要で、本人及び扶養義務者等の所得制限があります。

また、18歳になって以降最初の3月31日までの子どもがいる世帯の父又は母が重度の障がいがある場合、障がいの程度により、ご家族が一人親家庭等医療費（福祉医療費）の助成を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

5 後期高齢者医療制度への加入

問合せ…市保険医療助成課 電話 229-3285 FAX 229-5001
又は各総合支所市民福祉課福祉担当
(久居総合支所は市民課介護・保険担当 電話 255-8837)

障がいの程度が下記の「一定の障がい」に該当し、後期高齢者医療制度への加入を希望するときは、身体障害者手帳等若しくは障がいの状態を明らかにするための国民年金の年金証書を持参して、保険医療助成課又は各総合支所担当窓口で申請することができます。

詳しくはお問い合わせください。

《対象者》

65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請により広域連合の認定を受けた方
《「一定の障がい」とは》

- 国民年金法等における障害年金1級、2級
- 身体障害者手帳1級から3級、4級の一部
(4級の一部：音声・言語、下肢の1号、3号、4号)
- 療育手帳のA 1（最重度）、A 2（重度）
- 精神障害者保健福祉手帳の1級、2級

6 心身障がい者（児）の歯科診療

問合せ…三重県歯科医師会障がい者歯科センター 電話 227-6488

一般歯科診療所では受診が困難な障がいのある方（児童）の歯科診療を行っています。（予約制）

7 特定疾病療養受療証の交付

問合せ…ご加入されている各医療保険組合

津市国民健康保険にご加入の場合

市保険医療助成課 電話 229-3160 FAX 229-5001

三重県後期高齢者医療保険にご加入の場合

市保険医療助成課 電話 229-3285 FAX 229-5001

先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析を必要とする慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症など、厚生労働大臣が指定する特定疾病の人は、自己負担額が1か月1万円（人工透析を要する69歳までの上位所得者は2万円）までになります。「特定疾病療養受療証」の交付を受けるには申請が必要です。ご加入されている医療保険組合にお問い合わせください。

8 特定医療費（指定難病）受給者証の交付

問合せ…津保健所 電話 223-5094 FAX 223-5119

「特定医療費（指定難病）受給者証」の交付を受けた人は難病に係る医療費の助成を受けることができます。

指定難病に罹患している人（厚生労働大臣が定める診断基準を満たす人）のうち、次のいずれかを満たす人が対象です。

（ア）厚生労働大臣が定める重症度分類基準を満たす人

（イ）指定難病における治療において、申請のあった月以前の12か月以内に医療費総額が33,330円を超える月数がすでに3か月以上ある人

※ 上記に該当するかについては、主治医にご相談ください。

「特定医療費（指定難病）受給者証」の交付を受けるには申請が必要です。津保健所にお問い合わせください。

III 年金と手当など

1 年 金

問合せ…市保険医療助成課 電話 229-3162 FAX 229-5001
又は各総合支所市民福祉課福祉担当
(久居総合支所は市民課介護・保険担当 電話 255-8836)
日本年金機構 津年金事務所 電話 228-9112

年金の電話相談は「ねんきんダイヤル」へ 電話 0570-05-1165
(050で始まる電話でおかけになる場合 03-6700-1165)
[受付時間] 月曜日 AM8:30～PM7:00
火曜日から金曜日 AM8:30～PM5:15
第2土曜日 AM9:30～PM4:00

国民年金法又は厚生年金法に定められた障害等級に該当し、一定の条件を満たす方には、以下の年金又は給付金が支給されます。条件を満たすかどうかの確認を行いますので、初診日や通院歴等調べた上で、上記へお問い合わせください。

障害基礎年金

《対象者》

障がいの原因となる病気やけがの初診日が次の(1)～(3)のいずれかの期間にあり、
障害認定日（※1）又は65歳に到達するまでに国民年金法に定められた1級・2級の障がいの状態（※2）にある方。

- (1) 20歳前の期間で、かつ年金制度に加入していない期間
- (2) 国民年金加入期間
- (3) 日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間

※1 初診日から1年6ヶ月を経過した日、あるいは1年6ヶ月以内に傷病が治った（症状が固定した）日。

※2 障がい者手帳の等級とは異なります。

障害厚生年金 ・・・日本年金機構（年金事務所）での手続きになります。

《対象者》

障がいの原因となる病気やけがの初診日が65歳までの厚生年金加入期間中にあり、障害認定日（※1）又は65歳に到達するまでに国民年金法に定められた1級・2級、又は厚生年金法に定められた3級の障がいの状態（※2）にある方。

3級よりも軽い障がいが残り、一定の条件をみたす場合には障害手当金（一時金）が支給されます。

※1 初診日から1年6ヶ月を経過した日、あるいは1年6ヶ月以内に傷病が治った（症状が固定した）日。

※2 障がい者手帳の等級とは異なります。

特別障害給付金

《対象者》

障がいの原因となる病気やけがの初診日が次の(1)～(2)のいずれかの期間にあり、現在障害基礎年金1級・2級相当の障がいに該当する方。

ただし、65歳に到達する日の前日までにその障がい状態に該当した人に限られます。

なお、請求についても65歳に到達する日の前日までに行う必要があります。

(障害基礎年金や障害厚生年金等を受給できる方は対象になりません。)

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生の期間
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であった期間

2 手 当

ア 児童扶養手当 問合せ…市こども支援課 電話 229-3155 FAX 229-3451
又は各総合支所福祉課・市民福祉課

父母の離婚や、父又は母に重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度又は身体障害者手帳1級及び2級程度）がある場合、18歳に到達する年度までの児童を養育している方に支給されます。

父又は母に重度の障がいがある場合は、障がいがある方の配偶者が請求者となります。
児童が中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで支給延長が認められます。

《支給制限》 下記事項に該当するときは、支給されません。

- ① 児童の住所が日本国内にないとき
- ② 児童が児童入所施設又は里親に委託されているとき
- ③ 児童が父又は母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（ただし、父又は母の障がいで児童扶養手当を受給する場合を除く）
- ④ 父母又は養育者の住所が日本国内にないとき
- ⑤ 一定以上の所得があるとき

《申請に必要なもの》

・請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は独身証明書等）、年金手帳、請求者名義の通帳、請求者・対象児童・扶養義務者の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類及び請求者の本人確認ができる書類、所得課税証明書（マイナンバーの提供により添付を省略できます）、賃貸契約書（アパート、借家等の場合）の写し。

※ 必要に応じ、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

《支給額》

児童1人の場合、全部支給 月額 44,140円、一部支給 44,130円～10,410円

※ 上記金額に児童2人目には、全部支給 10,420円、一部支給 10,410円から5,210円の加算、3人目以降は、全部支給 6,250円、一部支給 6,240円から3,130円の加算があります。なお、全部支給及び一部支給の額は所得額に応じて

決定されます。

支給月 1月・3月・5月・7月・9月・11月

イ 特別児童扶養手当 問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

20歳未満の重度の障がいのある児童を養育している保護者又は養育者に支給されます。又、児童扶養手当と併給ができます。

《対象者》

- (1) 身体障害者手帳1級から3級及び4級の一部
- (2) 療育手帳A、Bの一部
- (3) 精神障がいのある児童の一部
- (4) 手帳を持っていないが、上記と同等の障がいの程度

《支給制限》 下記事項に該当するときは、支給されません。

- ① 児童が施設に入所しているとき。
- ② 児童が障がいを理由とする公的年金を受給しているとき。
- ③ 一定以上の所得があるとき。

《申請に必要なもの》

- ・戸籍謄本、所定の診断書、世帯全員の住民票（マイナンバーの提供により添付を省略できます。）、身体障害者手帳又は療育手帳、保護者又は養育者名義の通帳。

《支給額等》

手当額（申請の翌月から） 児童1人につき、1級 月額 53,700円
2級 月額 35,760円

支給月 4月・8月・11月

ウ 障害児福祉手当 問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

重度の障がいのため日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。又、特別児童扶養手当と併給ができます。

《対象者》

- (1) 身体障害者手帳1級及び2級の一部
- (2) 療育手帳A1（最重度）
- (3) 手帳を持っていないが、上記と同等の障がいの程度

《支給制限》 下記事項に該当するときは、支給されません。

- ① 児童が施設に入所しているとき。
- ② 児童が障がいを理由とする公的年金を受給しているとき。
- ③ 一定以上の所得があるとき。

《申請に必要なもの》

- ・所定の診断書、身体障害者手帳又は療育手帳、本人名義の通帳。

《支給額等》

手当額（申請の翌月から） 月額 15,220円

支給月 2月・5月・8月・11月

工 特別障害者手当 問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

重度の重複障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

《対象者》

- (1) 身体障害者手帳1級から2級程度の重複障がい
- (2) 手帳を持っていないが、上記と同等の障がいの程度

《支給制限》 下記事項に該当するときは、支給されません。

- ① 施設に入所しているとき。
- ② 病院等に3か月を超えて継続して入院しているとき。
- ③ 一定以上の所得があるとき。

《申請に必要なもの》

- ・所定の診断書、身体障害者手帳又は療育手帳、本人名義の通帳。

《支給額等》

手当額（申請の翌月から） 月額 27,980円

支給月 2月・5月・8月・11月

才 津市心身障害児童福祉年金

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

3歳以上20歳未満の重度の障がいのある在宅の児童を養育している保護者に支給されます。又、特別児童扶養手当と併給ができます。

《対象者》

- (1) 身体障害者手帳1級から3級
- (2) 療育手帳A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）

《支給制限》 下記事項に該当するときは、支給されません。

- ① 障害児福祉手当の支給を受けているとき
(所得制限で支給停止の方も含みます)
- ② 肢体不自由児施設その他これに類する施設に入所しているとき

《申請に必要なもの》

- ・身体障害者手帳又は療育手帳、保護者名義の通帳。

《支給額等》

年金額（申請の翌月から） 月額 7,000円

支給月 4月・8月・12月

力 津市重度心身障害者等介護手当

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

20歳以上の重度の障がいのある方と同一の生活を営み、常時介護を行う方（介護者）に支給されます。

《対象者》

- (1) 身体障害者手帳に記載されている障がい名が視覚障がい又は上肢、下肢、体幹機能障がいで、単体の級別で1級
- (2) 療育手帳A1（最重度）、A2（重度）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級
- (4) 介護保険に係る要介護状態区分が要介護4又は要介護5

《支給制限》 下記事項に該当するときは、支給されません。

- ① 特別障害者手当又は経過的福祉手当を受給しているとき
- ② 障がい福祉施設などに入所又は病院に入院しているとき（介護老人福祉施設等を含む入院は、3か月以上継続している場合）
- ③ 介護者が(1)～(4)の障がいを有したとき
- ④ 所得税課税世帯

《申請に必要なもの》

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は介護保険被保険者証、介護者名義の通帳。

《支給額等》

手当額（申請の翌月から） 月額 3,000円
支給月 3月

3 心身障害者扶養共済

問合せ…県障がい福祉課 電話 224-2274 FAX 228-2085
市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

障がいのある方（児童）を扶養している保護者が自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方（児童）に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

《加入要件》

身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A・B又はこれらと同程度の障がいのある方を扶養している保護者です。

(1) 掛金の支払期間

20年以上引き続き加入し、65歳以上になったときは以後の掛金の支払は不要です。

(2) 年金額 1口につき月額 20,000円

(3) 掛金の減免 低所得世帯の方には掛金の減額又は免除の制度（対象者が生活保

護の場合は全額が、市県民税が非課税の世帯に属する場合は半額が、市県民税所得割が課せられていない世帯に属する場合は30%がそれぞれ減免) があります。

- ※ 掛金の額は、加入されるときの年齢によって異なります。
- ※ 減免を受ける場合は「掛金減額（免除）申請書」及び課税証明書等の書類の提出が必要となります。

4 産科医療補償制度

問合せ…公益社団法人日本医療機能評価機構
産科医療補償制度専用コールセンター
電話 0120-330-637
(受付時間) 午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始除く)

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償の対象となります)		補償内容
①	2015年1月1日から 2021年12月31日までに 出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に 出生したお子様の場合
	在胎週数が <u>32週以上</u> で出生し 体重 <u>1400g以上</u> 、又は在胎週 数 <u>28週以上</u> で所定の要件を満 たすこと	在胎週数が <u>28週以上</u> であるこ と
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること	
③	身体障害者手帳障害程度等級が1級又は2級相当の脳性まひであ ること	

- ※ 補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。
- ※ 詳細は上記問合せ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ (<http://www.sanka-hp.jcahc.or.jp/>) をご参照ください。

IV 介護給付費・訓練等給付費・障がい児通所給付費・地域生活支援事業

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当
※サービスを利用するためには、支給申請手続等が必要です。

1 障がい福祉サービス

《サービスの種類》

サービスの種類		内 容
介護等給付	居宅介護◎・○	自宅で、生活を営むことができるよう身体介護（入浴、排せつ、食事など）、家事援助（調理、洗濯及び掃除など）を行います。
	重度訪問介護◎	重度の肢体の不自由な方で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護◎・○	視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の介護など援助を行います。
	行動援護◎・○	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援◎・○	介護の必要がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所◎・○	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護◎	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護◎	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援◎	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練◎（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活が出来るよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援◎	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援◎（雇用型・非雇用型）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援◎	就労継続支援等サービスを利用し、通常の事業所に雇用された方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助◎	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助◎	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
相談支援	計画相談支援◎・○	障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を行います。また定められた期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行うとともに、計画の見直しを行います。
	地域移行支援◎	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援◎	居宅において単身等で生活する障がい者の方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

※ 利用者負担は、1割の定率負担になります。ただし、所得に応じた一定の自己

負担上限があります。

※ 要介護認定を受けることができる場合には、介護保険制度のサービスが優先されます。

2 障害児通所支援

通所支援の種類	内 容
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援 障がいのある未就学児を対象にして、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行ったりします
	医療型児童発達支援 児童発達支援に併せて治療を行います。
	放課後等デイサービス 就学中の障がいのある児童を対象に、放課後等において、生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。
	保育所等訪問支援 保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

※ 利用者負担は、1割の定率負担になります。ただし、所得に応じた一定の自己負担上限があります。

※ 「就学前の障害児の発達支援の無償化」に伴い、満3歳になった後の4月から小学校入学までの3年間、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援等の利用者負担は0円になります。

3 地域生活支援事業

事業の種類	内 容
地域 生 活 支 援	移動支援事業 重度の障がいのある方等が社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。
	日中一時支援事業 日中における活動の場を提供することにより、障がいのある方の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

※ 利用者負担は、1割の定率負担になります。ただし、所得に応じた一定の自己負担上限があります。

※ 日中一時支援事業については、要介護認定を受けることができる場合には、介護保険制度のサービスが優先されます。

V 在宅福祉

1 日常生活用具の給付

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方又は難病患者等の方に、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行っています。

日常生活用具給付品

種目	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	学齢児以上
特殊マット	知的障害A2以上 下肢又は体幹機能障害1級以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	3歳以上
特殊尿器	下肢、体幹機能障害1級（常時介護をする者）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使い得るもの	5年	学齢児以上
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上 (常時介護をする者)	障害者を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの	5年	3歳以上
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上 (常時介護をする者)	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使い得るもの	5年	学齢児以上
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上	介護者が重度障害児（者）を移動させるにあたって、容易に使い得るもの。 ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	3歳以上
浴槽(湯沸器を含む)	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者が容易に使用しう得るもの	8年	学齢児以上
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使い得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	3歳以上
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者や介護者が容易に使い得るもの(手すりをつけることができる)ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	学齢児以上

種目	対象者	性 能	耐用年数	対象年齢
T字杖、棒状の杖	平衡、下肢、体幹機能障害	障害者が容易に利用できるもの。施設利用者も可	4年	3歳以上
移動、移乗支援用具	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	3歳以上
頭部保護帽	平衡、下肢、体幹、知的、精神障害(てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの 施設利用者も可	3年	
特殊便器	上肢障害2級以上、知的障害A2以上	温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	学齢児以上
火災警報器	身体障害2級以上、知的障害A2以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	
自動消火器	身体障害2級以上、知的障害A2以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	
電磁調理器	視覚障害2級以上、知的障害A2以上(視覚又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	6年	18歳以上
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	学齢児以上
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級(聴覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	18歳以上

種目	対象者	性 能	耐用年数	対象年齢
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	3歳以上
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害であって、必要と認められる者	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	5年	3歳以上
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害であって、必要と認められる者	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	5年	3歳以上
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	10年	18歳以上
視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
*パーソナルコンピューター	上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上(文字を書くことが困難なものに限る)	障害者が容易に使用できるもの(プロテクター、プリンター等を付帯することができる)	6年	学齢児以上
情報・通信支援用具	視覚、上肢機能障害2級以上	コンピュータの入力等が可能となる周辺機器	6年	学齢児以上
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の者で職業上又は教育上において使用が必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	18歳以上
点字器	視覚障害2級以上	点字板	7年	学齢児以上
点字タイプライター	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害4級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識できかつDAISY方式による録音並びに再生できるもの。視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	学齢児以上

種目	対象者	性 能	耐用年数	対象年齢
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り音声信号に変換して出力する機能を有するもので視覚障害者が容易に使い得るもの	6年	学齢児以上
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	学齢児以上
視覚障害者用時計	視覚障害者2級以上。なお、音声時計は、手指の感覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障害者が容易に使い得るもの	10年	18歳以上
聴覚障害者用通信装置 (ファックス)	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害のあるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	学齢児以上
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの	6年	3歳以上
人工喉頭	喉頭摘出した音声機能障害者	施設利用者も可	5年	3歳以上
点字図書	主に、情報の入手を点字によつている視覚障害者	点字により作成された図書、施設利用者も可	—	3歳以上 施設利用者も可
大活字図書	視覚障害者で、この図書により文書等を読むことが可能になるもの	文字の大きさや行間を調整し、大きな活字で組み直した図書	—	3歳以上 施設利用者も可
DAISY 図書	視覚障害者で、この図書により文書等を読むことが可能になるもの	デジタル録音された音声による図書	—	3歳以上 施設利用者も可

種目	対象者	性 能	耐用年数	対象年齢
人工内耳用充電池	聴覚障害者で、現に人工内耳を装用しているもの	障害者等が容易に使用し得るもの	1年	
人工内耳用充電器	聴覚障害者で、現に人工内耳を装用しているもの	障害者等が容易に使用し得るもの	3年	
ストーマ装具	ストーマ造設者	施設利用者も可 最大6か月単位で支給可能とする。	—	3歳以上
紙おむつ	高度の排尿、排便機能障害のある全身性障害者等 (注4)	施設利用者も可 医師意見書の必要な場合あり 最大6か月単位で支給可能とする	—	3歳以上
収尿器	高度の排尿機能障害者	施設利用者も可	1年	3歳以上
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ※障がい者等1人につき原則1回とする。	—	学齢児以上
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害を有する者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	学齢児以上
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸機能障害等により呼吸管理上必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等及び介護者が容易に使用できるもの	5年	
視覚障害者用情報受信装置	視覚障害2級以上	地上デジタル放送及び災害時の緊急警報放送が受信できるもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	6年	学齢児以上

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号等を含む。
- 3 「浴槽(湯沸器含む)」については、実施主体が必要と認める場合には、「浴槽」及び「湯沸器」を個々の種目として給付できるものとする。

4 紙オムツの支給対象者は3歳以上であって、次の何れかに該当する者とする。

(1) 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、医師意見書により紙オムツ等の用具を必要とするもの。（ただし、身体障害者手帳診断書により紙オムツ等の用具の必要性が確認できる場合、医師意見書は不要です。）

(2) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害で、併せて排尿又は排便の意思表示が困難な者のうち、指定自立支援医療機関（育成医療）の医師意見書により紙オムツ等の用具を必要とするもの。

5 難病患者の方については、医師意見書（任意の様式）が必要です。

その他（注）

(1) 要介護認定を受けることができる場合には、介護保険制度のサービスが優先となり、給付できない場合があります。

(2) パソコン、FAXについては、汎用品であるため、世帯全員の方の前年分の所得税が非課税である世帯に限ります。

自己負担額は基準額の1割（基準額を超えた場合、その超えた額の合計）になります（所得に応じた一定の自己負担上限があります）。

なお、一定所得以上（市民税所得割額が46万円以上）の場合は給付対象外となります。

※ 一定所得以上の場合は、障がい（児）者本人及び（保護者）配偶者のうち、市民税所得割が最多の方の所得割額で確認します。

※ 市民税所得割額について、住宅借入金等特別税額控除及びふるさと納税税額控除前の額で判断されます。

2 自動車運転免許取得費の助成

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

身体障害者手帳（1級から4級）をお持ちの方が、自動車教習所等において普通運転免許を取得したときに要した費用の一部（免許取得に要した費用の3分の2以内で10万円を限度）が助成されます。なお、申請者の市町村民税所得割が非課税（申請者を扶養する親族がいる場合は当該扶養親族の市町村民税所得割が非課税）の方が対象となります。詳しい助成要件につきましてはお問い合わせください。なお、助成を受けようとする場合は、運転免許取得後一年以内に申請してください。

※ 飲酒運転等の自己の責任により免許取消処分を受けた方が免許を取り直す場合等は対象となりません。

3 自動車改造費の助成

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

上肢、下肢、体幹及び脳病変による運動機能障がいで重度の障がいのある方が、就労等のため自らが所有し運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、その費用の一部（10万円を限度）が助成されます。なお、世帯の所得が基準額以内であることが必要です。以前に改造費の支給を受けた方は3年経過後申請可能となります。

なお、助成を受けようとする場合、改造前にあらかじめ申請が必要です。

4 津市声の広報の発行

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

津市社会福祉協議会 電話 213-7111 FAX 224-6067

重度の視覚障がいのある方等に社会参加と自立の促進のため日常生活に必要な情報（広報津、つ市議会だより、暮らしの情報等）を記録媒体に収録してお届けします。利用されるには申込が必要です。

《対象者》

- (1) 身体障害者手帳の障がい名が視覚障がいで1級から4級までの方
- (2) 介護保険に係る要介護状態区分が要介護4又は要介護5の方
- (3) その他市長が必要と認めた方

5 点字広報の発行

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

視覚障がいのある方で希望する方に、広報津を点訳し配布するサービスを行っています。なお、利用されるには申込みが必要です。

6 点字シール貼付サービス

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

視覚障がいのある方で希望する方に、市からの郵便物に差し出された課の名を点字で表示するサービスを行っています。

なお、利用されるには申込みが必要です。

7 津市障害者等交通サービス支援事業

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

在宅で通院、通学のため、タクシー、自家用車、公共交通機関等を月1回以上利用している次のいずれかの障がい程度に該当する方に対し、1回につき1,000円（月4回4,000円を限度）を助成します。

ただし、所得税非課税の方で、視覚障害者タクシー料金助成を受けていない方に限ります。（障がいのある児童については、保護者が所得税非課税の人に限ります。又、特別支援教育就学奨励制度の通学に要する交通費の支給を受けているときは、当該通学費にかかる通学は回数に参入できません。）

- (1) 身体障害者手帳1級及び2級（単体の等級で）
- (2) 療育手帳A1（最重度）、A2（重度）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級

利用されるには事前の申請が必要です。（※ 手帳の等級が確定した月以降の申請になります。また申請月の翌月からが対象となります）

8 津市視覚障害者タクシー料金助成事業

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

在宅で身体障害者手帳（視覚障がい）の程度が単体の等級で1級の20歳以上の方に、社会参加のための移動に要するタクシー乗車料金の一部を助成します。ただし、所得税非課税の方に限ります。なお、障害者等交通サービス支援事業との併給はできません。

1枚700円の乗車券（申請月から月4枚）を交付します。

乗車券は、乗車1回について複数枚利用することができます。

9 職 親

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

職親と呼ばれる事業主のもとで、就職することが困難な知的障がいのある方に、社会参加に必要な生活指導訓練等を行っています。

10 津市重度障害者等紙おむつ等購入費助成事業

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

次に該当する本市の区域内に住所を有する3歳以上65歳未満の在宅の重度の障がい者及び障がい児の方の紙おむつ等に係る購入費について助成します。

- (1) 身体障害者手帳の肢体不自由の障がい程度が単体の等級で1級又は2級
- (2) 精神障害者保健福祉手帳1級
- (3) 療育手帳A1、A2

なお、上記のいずれも、医師意見書において常時紙おむつ等の使用が必要と認められた方に限ります。この助成を受けようとする場合は、事前申請が必要です。

助成額 市民税所得割額非課税世帯 5,000円

市民税所得割額課税世帯 4,500円

ただし、生活保護法による保護を受けている方、津市重度障害者等日常生活用具給付事業における紙おむつの給付対象となる方、市民税の所得割（本人及び配偶者、障がい児はその保護者）が46万円以上の方は対象となりません。

11 津市身体障害者等訪問入浴サービス事業

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

在宅の身体障がい者のうち、居宅において入浴が困難な重度の身体障がい者及び身体障がい児（障がい児にあっては、成人と同様の体格を有する方）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問入浴サービスを実施します。

対象者は、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 身体障害者手帳の肢体不自由の程度が単体の級別で1級
- (2) 医師が入浴可能と認めた方
- (3) 居宅において常時介護が必要な方
- (4) 本事業の利用を図らなければ入浴が困難な方

回数 週2回を限度とします。

訪問入浴サービス費用 1回 12,500円

利用者負担額 サービス費用の1割（市民税所得割額に応じた限度額があります）

12 意思疎通支援事業

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

聴覚障がい及び音声・言語障がいのある方が公的機関及び医療機関への用務等社会生活上必要不可欠な用務等がある場合に、原則市内において手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

13 津市視覚障害者自立歩行生活訓練事業

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

重度の視覚障がいのある方が、自宅周辺での外出などの自立した生活を図るために、白杖歩行訓練や日常生活用具などの使用訓練を行っています。

14 成年後見制度

問合せ…市高齢福祉課 電話 229-3156 FAX 229-3334

市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

判断能力が不十分な方（認知症の高齢者、知的障がい、精神障がいのある方など）

が、財産の取引など各種の手続きや契約を行うときに、一方的に不利な契約を結ぶことのないよう法律面や生活面で本人を援助する方を選任し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。本人の意思を尊重し、本人の希望に沿った支援が受けられます。

身寄りがない、又は親族等による申立が事情によりできないなどで、成年後見制度の利用ができない方について、市長が本人に代わり申立を行うとともに、経済的な理由から費用負担ができない方にはその費用を助成します。

また、後見人の支援や誰もが成年後見制度を利用できる環境の整備にも取り組んでいます。

15 日常生活自立支援事業

問合せ…市社会福祉協議会 電話 246-1165 FAX 224-6067

認知症の高齢者、知的障がい、精神障がいのある方など判断能力が不十分な方で福祉サービスの利用が一人では困難な方や通帳の管理ができない方、公共料金の支払いができない方に対して、利用者との契約により次の支援を行います。

①福祉サービス利用援助 ②日常的金銭管理 ③書類等預り

支援の内容により、利用料がかかることがあります。

月曜～金曜 9時～17時（相談受付は16時まで）祝日、年末年始は除く

16 結婚相談

問合せ…県障害者団体連合会 電話 232-6803 FAX 231-7182

身体障がいのある方の結婚についての相談及びあっせんを行う結婚相談所を開設しています。

17 リフトバス

問合せ…県身体障害者総合福祉センター
電話 231-0155 FAX 231-0356

車の乗降が困難な方や車いすを使用されている方にも容易に利用できる装置を備えたバスが利用できます。（有料）

※ 一般座席が33席あるバスで、車いすはそのまま4台まで乗れます。

VI 各種割引・減免

詳細は、各関係機関にお問合せください。

制度名・問合せ先	内 容
駐車禁止の適用除外 一問合せ先 津警察署 電話・FAX 213-0110 津南警察署 電話・FAX 254-0110	<p>歩行困難な方が自ら運転する場合、又は生計を一にする重度の障がいのある方（児童）を同乗して運転する場合、駐車禁止除外標章を提示すると原則適用除外となります。</p> <p>対象となる方の条件、申請等については警察署へお問合せください。</p>
旅客鉄道運賃割引 ※各旅客鉄道にお問合せ下さい	<p>身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方やその介護者が旅客鉄道を利用する場合、運賃が割引になります。精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方やその介護者も割引になることがありますので、各旅客鉄道にお問い合わせください。</p> <p>◎ 身体障害者手帳第1種（介護者有り）・療育手帳A 1（最重度）A 2（重度）</p> <p>※ 普通乗車券、回数券、定期乗車券、急行券が<u>本人、介護者ともに5割引</u></p> <p>◎ 身体障害者手帳第1種（単独）・第2種、療育手帳B 1（中度）B 2（軽度）</p> <p>※ 片道100kmをこえる場合、普通乗車券が<u>本人のみ5割引</u></p> <p>※乗車券購入の際、手帳を提示してください。</p>
航空旅客運賃割引 ※各航空会社にお問合せ下さい	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び介護者1名（満12歳以上の割引対象となる障がい者と同時に同一区間を利用する場合に限られます）が航空旅客を利用する場合、運賃が割引になります。詳しくは航空会社にお問い合わせください。</p> <p>※ 発売窓口に、手帳を提示してください。</p>
バス運賃割引 ※各バス会社にお問合せ下さい （参考）三重交通（株） 059-229-5533	<p>身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方やその介護者がバスを利用する場合、運賃が半額になります。精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も運賃が半額になりますので、詳しくはバス会社にお問い合わせください。</p> <p>※ 乗車の際、乗務員に手帳を提示してください。</p> <p>※ 介護者が半額になるのは1種の障害者手帳、重度・最重度の知的障害者手帳をお持ちの方になります。</p>
タクシー運賃割引 ※各タクシー会社にお問合せ下さい	<p>身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方がタクシーを利用する場合、運賃が1割引になります。精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も割引になる場合がありますので、詳しくはタクシーカードにお問い合わせください。</p> <p>※ 乗車の際、乗務員に手帳を提示してください。</p>

制度名・問合せ先	内 容
津なぎさまち内旅客船割引（津 ⇄ セントレア） ※旅客船ターミナルにお 問合せ下さい (参考) 津なぎさまち 059-213-4111	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が高速船を利用する場合、運賃が割引になります。また、介護者の方も割引になる場合がありますので、詳しくは発売窓口でお問い合わせください。 ※ 発売窓口に、手帳を提示して申請してください。
有料道路の通行料金割引 一問合せ先— 有料道路ETC割引登録係 電話 045-477-1233 平日 9:00～17:00 一受付窓口— 市障かい福祉課又は各 総合支所障かい福祉担 当	障かいのある方が有料道路を利用する場合、料金所係員に身体障害者手帳、療育手帳を提示することにより、有料道路の通行料金の50%割引を受けられます。 <ol style="list-style-type: none"> 1 対象となる障害者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳をお持ちの方が、自ら運転する場合 (2) 身体障害者手帳が第1種に該当する方、療育手帳 A1（最重度）、A2（重度）をお持ちの方が乗車し、本人以外が運転する場合 2 対象となる自動車 <p>自動車検査証又は軽自動車届出済証の「自家用・事業用の別」に「自家用」と記載されている自動車</p> <p>※ 介護運転として利用するタクシーは「事業用」で可</p> 3 手続き <p>各障かい福祉担当窓口で、手帳へ車両の登録及び割引有効期限の記載を受けてください。※ETC無線通行をご利用の場合は、対象となる自動車を指定し、利用登録する必要があります</p> <p>申請に必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象となる自動車を指定しない場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 手帳 (2) 運転免許証（本人運転の場合） 2 対象となる自動車を指定する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 手帳 (2) 運転免許証（本人運転の場合） (3) 車検証（電子車検証の場合、電子車検証の原本及び『自動車検査証記録事項』の汎用紙に印刷されたものが必要です） <p>※ 2023年1月より、車検証が順次電子化されています。</p> (4) ETCカード（手帳所持者本人名義のもの） (5) 「ETC車載器セットアップ証明書」（車検証に記載の自動車登録番号でセットアップされている必要があります。） <p>※ ETC無線通行の利用登録をされない方は、(4)(5)は不要です。</p>

制度名・問合せ先	内 容							
NHK放送受信料の減免 一問合せ先一 NHK津放送局 電話 229-3002	<p>障がいのある方と同居する世帯に対して、NHKの受信料の減免制度があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と同居する世帯で市民税非課税世帯の場合</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>障がいのある方が世帯主でかつ受信契約者の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい・聴覚障がいの方 ・上記以外の身体障害者手帳（1・2級）をお持ちの方 ・療育手帳（A1・A2）をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方 </td> </tr> </tbody> </table> <p>減免に係る証明書については、手続に必要なものを確認し、市の各障がい福祉担当窓口へ申し出てください。</p>		対 象 者	内 容	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と同居する世帯で市民税非課税世帯の場合	全 額	障がいのある方が世帯主でかつ受信契約者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい・聴覚障がいの方 ・上記以外の身体障害者手帳（1・2級）をお持ちの方 ・療育手帳（A1・A2）をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方
対 象 者	内 容							
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と同居する世帯で市民税非課税世帯の場合	全 額							
障がいのある方が世帯主でかつ受信契約者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい・聴覚障がいの方 ・上記以外の身体障害者手帳（1・2級）をお持ちの方 ・療育手帳（A1・A2）をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方 							
携帯電話割引 ※各携帯電話会社にお問合せ下さい	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対して割引になる場合があります。 (割引内容、手続き等各携帯電話会社で異なります。)</p>							
選挙での投票方法 一問合せ先一 市選挙管理委員会 電話 229-3236 FAX 229-3338	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字投票 目の不自由な方は、点字による投票ができます。 ・ 代理投票 自分で投票用紙に記入できない方は、申し出により代理投票ができます。 ・ 郵便による不在者投票 下記の障がいのある方で投票所へ行けない場合は、郵便による不在者投票ができます。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>両下肢、体幹、移動機能</td> <td>1級・2級</td> </tr> <tr> <td>心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸</td> <td>1級・3級</td> </tr> <tr> <td>免疫、肝臓</td> <td>1級～3級</td> </tr> </tbody> </table> <p>詳しくは市選挙管理委員会にお問い合わせください。</p>		両下肢、体幹、移動機能	1級・2級	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級	免疫、肝臓	1級～3級
両下肢、体幹、移動機能	1級・2級							
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級							
免疫、肝臓	1級～3級							

制度名・問合せ先	内 容
公営住宅への入居 一問合せ先一 市営住宅課 電話 229-3190 市営住宅課久居分室 電話 255-8853 県営住宅 伊賀南部不動産事業協同組合 電話 059-221-6171	<p>市営住宅及び県営住宅は、それぞれ年4回の入居募集を実施しています。入居申込者数が、募集戸数を上回った住宅については、抽選を行い、入居者を決定します。</p> <p>障がいをお持ちの方は、抽選の際に優先抽選の対象となる場合があります。</p> <p>なお、市営住宅では、一部の住宅で随時入居者を募集しています。</p> <p>募集時期、申込資格、抽選方法など詳しくはお問い合わせください。</p>
生活福祉資金の貸付 一問合せ先一 津市社会福祉協議会 電話 246-1165 FAX 224-6067	<p>低所得世帯に属する障がいのある方の安定した生活を営むための資金を貸付しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉資金、住宅資金、生業費、支度費 等

VII 税制上の優遇制度

1 税金の控除・減免

問合せ…津税務署 電話 228-3131
市民税課 電話 229-3130 FAX 229-3331
又は総合支所市民税担当

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、次の税の控除があります。

1 所得税、市民税

- (1) 所得税 《控除額》特別障がい者 40万円、その他の障がい者 27万円
(2) 市民税 《控除額》特別障がい者 30万円、その他の障がい者 26万円
- ※ 特別障がい者とは、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1（最重度）・A2（重度）、精神障害者保健福祉手帳1級の方をいいます。
※ その他の障がい者とは、身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B1（中度）・B2（軽度）、精神障害者保健福祉手帳2級、3級の方をいいます。

2 相続税 障がいのある方が相続により財産を取得した場合、障がいの程度、年齢要件により障がい者控除があります。

3 贈与税 特別障がい者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に係る信託受益権のうち一定部分は非課税となります。

2 自動車税・軽自動車税の減免

国の税制改正により、令和元年10月1日から、自動車及び軽自動車にかかる税金について、従来の「自動車取得税」が廃止され、新たに普通車については「自動車税環境性能割」、軽自動車については「軽自動車税環境性能割」が導入されました。

環境性能割は、取得価額が50万円を超える自動車（普通自動車・三輪以上の小型自動車）及び三輪以上の軽自動車を取得する時にかかる税金です。

これに伴い、従来の「自動車税」は「自動車税種別割」に、「軽自動車税」は「軽自動車税種別割」に名称が変更されました。

問合せ…【自動車税環境性能割・自動車税種別割】

三重県自動車税事務所（三重県自動車会議所会館内）

住所 津市雲出長常町 1190-1

電話 253-8057 FAX 253-8058

【軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割】

市民税課 電話 229-3129 FAX 229-3331

又は各総合支所市民福祉課（久居総合支所は市民課）

※環境性能割に関する減免申請は、三重県自動車税事務所

【減免申請場所】

自動車税環境性能割は県税、軽自動車税環境性能割は市税ですが、軽自動車税環境性能割は、当分の間、三重県が代行して賦課徴収を行う形であるため、申告や納税の方法は自動車取得税と変わりありません。このため、環境性能割の減免を申請する場合は、環境性能割の申告納付をする前に、減免申請書を三重県自動車税事務所に提出していくことになります。

種別割の減免申請については、自動車税種別割は三重県自動車税事務所※、軽自動車税種別割は市役所市民税課又は各総合支所市民福祉課（久居総合支所は市民課）で手続きしてください。

※減免申請については、三重県津総合県税事務所（三重県津庁舎1階）でも手続きができます。

【減免対象について】

障がいのある方が使用する自動車、もしくは家族の方で障がいのある方のために使用する自動車、又は障がいのある方（障がいのある方のみで構成される世帯に限ります。）のために常時介護する方（介護者）が専ら障がいのある方のために使用する自動車について、一定の要件を満たす場合に、自動車税環境性能割及び自動車税種別割、軽自動車税環境性能割及び軽自動車税種別割が、1台に限り減免されます。（減免を受けられるのは、所有する自動車及び軽自動車を全て含めて1人1台のみ。）

原則、車両の名義は障がいのある方の名義に限ります。ただし、身体障がい者手帳を交付されている方が18歳未満の場合及び療育手帳を交付されている方の場合は、手帳に記載されている保護者でも構いません。

また、精神障がい者保健福祉手帳を交付されている方の場合は住民票等で確認できる保護者に相当する方でも構いません。

なお、減免申請をする際には提出していただく書類等がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

障がい区分		本人が運転する場合	家族・介護者が運転する場合
視覚障がい		1級から4級	1級から4級
聴覚障がい		2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障がい		3級	3級
音声機能障がい、言語機能 又はそしゃく機能障がい		3級 (喉頭摘出者に限る)	3級 (喉頭摘出者に限る)
体幹機能障がい		1級から5級	1級から3級
上肢機能障がい		1級及び2級	1級及び2級
下肢機能障がい		1級から6級	1級から3級
運動機能 障がい	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級
	移動機能	1級から6級	1級から3級
内部障がい		1級及び3級	1級及び3級
肝臓機能、免疫機能障がい		1級から3級	1級から3級
知的障がい		A1(最重度)・A2(重度)	A1(最重度)・A2(重度)
精神障がい		1級	1級

【自動車の使用目的】

本人運転の場合、使用目的に制限はありませんが、家族・介護者運転の場合は、「身体障がい者等のために専ら使用する」ことが必要です。

具体的な使用目的の内容については次のとおりです。

区分	条件
家族が運転する場合	社会生活を営むための全ての使用（社会参加活動）のために月4回以上、おおむね6か月以上にわたって継続的に使用すること。
介護者が運転する場合	通院、通学、通所、通勤等のために週3回以上、1年以上にわたって継続的に使用すること。

3 利子等の非課税（障がい者マル優）

問合せ…各金融機関等

障がいのある方の郵便貯金、小額貯蓄、小額公債の利子等で元本350万円までを限度として非課税になります。

《対象者》

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・障害年金等の障がいを支給事由とする年金を受給している方
- ・障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受給している方

VIII 相談の窓口

1 津市地域障がい者相談支援センター

障がいのある方が、地域で自立した生活を送り、社会参加ができるための、生活、福祉、就労などについての相談窓口です。

障がいのある方や家族の方、関係機関の方からの幅広い相談をお受けし、障がい福祉サービスなどのさまざまな制度やサービスをうまく利用するためのお手伝いをします。

また、ご希望に応じて他の専門機関へのご紹介をします。

名 称	住所・連絡先	相談受付時間
津市地域障がい者相談支援センター	津市大門7-15（津センターパレス3階） 電話 272-4554 FAX 253-1645 E-mail : tsu-soudan@true.ocn.ne.jp	月曜日から金曜日 9時～17時 (土曜日・日曜日・祝日及び年末年始は休み)

津市基幹障がい者相談支援センターには、障がい者虐待防止センター及び障がい者差別相談窓口を設置しています。

家庭や施設、職場などで、虐待や虐待ではないかと疑われる行為や状態を見つたら、①「津市障がい者虐待防止センター」までご連絡ください。どんな場合も通報者の秘密は守られます。

また、障がいを理由とした不利益な取り扱いを受けたり、合理的配慮を求めて正当な理由なく断られるなどで、相談したいと思ったら、②「障がい者差別相談窓口」までご連絡ください。

① 津市障がい者虐待防止センター

・平日 9時00分～17時00分
電話 059-264-7002 FAX 059-253-1646

・夜間（17時00分～翌朝9時00分）

土・日曜日、祝・休日は終日
電話 059-264-7002

② 障がい者差別相談窓口

相談受付時間 月曜日から金曜日 9時～17時
(土曜日・日曜日・祝日及び年末年始は休み)

電話 059-272-4577
FAX 059-253-1646
E-mail : tsu-kikan@athena.ocn.ne.jp

2 その他の機関等

関係機関名称	住 所	主な相談内容等	電話・FAX
三重県身体障害者総合福祉センター	津市一身田大古曾670-2	・リハビリテーション ・機能・生活訓練	電話 231-0155 FAX 231-0356
三重県障害者相談支援センター	津市一身田大古曾670-2 (県身体障害者総合福祉センター内)	・身体障害者手帳の交付、療育手帳の交付 ・補装具判定、更生医療判定 ・身体障害者福祉相談 ・知的障害者福祉相談	知的障害者支援課 電話 232-7531 総務課 電話 236-0400 FAX 231-0687
三重県障がい者スポーツ支援センター	津市一身田大古曾670-2 (県身体障害者総合福祉センター内)	・障がい者スポーツへの参加 ・障がい者スポーツに関する相談 ・障がい者スポーツ大会等の情報 ・スポーツ用具の貸し出し	障がい者スポーツ推進課 電話 291-7269 FAX 291-7269
三重県中勢児童相談所	津市一身田大古曾694-1	・児童に関する様々な相談、指導、援助 ・子どもの施設入所(養護施設、障害児施設、重症心身障害者施設)	電話 231-5666 FAX 231-5903
三重県津保健所	津市桜橋3丁目446-34(津庁舎内)	・精神保健福祉 ・在宅重症心身障害児 ・小児慢性特定疾患 ・自立支援医療(精神通院受給者証)発行 ・精神障害者保健福祉手帳発行 ・難病	電話 223-5094 FAX 223-5119
三重県こころの健康センター	津市桜橋3丁目446-34 津庁舎内保健所棟	・精神保健福祉に関する相談、指導 ・自立支援医療(精神通院)の判定 《電話相談専用番号》 223-5237 223-5238 平日 10:00~16:00	電話 223-5241 FAX 223-5242

関係機関名称	住 所	主な相談内容等	電話・FAX
津公共職業安定所 (ハローワーク津)	津市島崎町 327 - 1	・求人求職の相談 ・職業紹介 ・各種援助、雇用納付金制度等各種助成	電話 228-9161 FAX 223-2395
三重障害者職業センター	津市島崎町 327 - 1 (受付は 3 階)	・障がいの種類、程度に応じた相談、指導、職業能力評価 ・職業リハビリテーション	電話 224-4726 FAX 224-4707
日本年金機構津年金事務所	津市桜橋 3 丁目 446-33	・障害年金	電話 228-9120 FAX 227-0811
津市社会福祉協議会	津市大門 7 - 15 (津センターパレス 3F)	・地域権利擁護 ・ボランティア ・生活福祉資金 ・日常生活に関する全般的な福祉の相談	電話 246-1165 FAX 224-6067
家庭児童相談	市こども支援課	・子育ての悩み相談(子どもの心身の発達や生活習慣、しつけ等)	電話 229-7830 FAX 229-3451
民生委員・児童委員	市福祉政策課 又は各総合支所福祉担当	・障がいのある方や児童、高齢者、生活に困っている方の相談、援護	電話 229-3283 FAX 229-3334
身体障害者相談員・知的障害者相談員	市障がい福祉課 又は各総合支所障がい福祉担当	・障がいのある方又はその家族からの相談 ・福祉事務所との連携による援助	表紙参照
三重県いなば園 (相談支援課)	津市稻葉町 3989	・療育相談の知識や経験を持つ相談員が、療育指導や相談を行います。	電話 080-3611-5943 (直通携帯) 059-252-1780 (いなば園)
津市成年後見サポートセンター	津市大門 7 - 15 (津センターパレス 3F 津市社会福祉協議会生活支援課内)	成年後見制度を必要とする方、親族、関係機関からの相談に対し、制度の利用が必要な場合、申請の手続きの支援を行います。	電話 246-1165

IX その他

1 三重おもいやり駐車場利用証制度

問合せ…三重県子ども・福祉部地域福祉課
ユニバーサルデザイン班

電話 224-3349 FAX 224-3085

身体に障がいのある方や妊産婦、高齢者の方などで、歩行が困難な方に、公共施設や商業施設などにある「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

【対象者】歩行が困難で以下の基準に該当する方

区分		交付要件	有効期間	
障がい者	身体障がい		無期限 ※H29.7.1より	
	視覚障がい			
	聴覚障がい			
	平衡機能障がい			
	肢体不自由	上肢		
		下肢		
		体幹		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能		
		移動機能		
	心臓・腎臓・呼吸器・小腸・直腸・ぼうこうの機能障がい			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい			
	知的障がい	療育手帳の障がいの程度欄「A」		
	精神障がい	精神障害保健福祉手帳の障がい区分「1級」		
要介護高齢者等	介護保険被保険者証の要介護状態区分「要介護1から5」			
難病患者	特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病医療受給者			
妊産婦	母子健康手帳取得時から産後2年まで (ただし、多胎児妊娠の場合は母子健康手帳取得時から産後3年まで) ※妊産婦のみでの使用は、産後6か月まで。 ※有効期間中に生後2年未満の乳幼児(ただし、多胎児妊娠の場合は生後3年未満の乳幼児)を同乗させる場合に限り、母親以外の者も使用可		母子健康手帳取得時から産後2年 (ただし、多胎児妊娠の場合は母子健康手帳取得時から産後3年まで)	
けが人	けがによる一時的な歩行困難者で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方		最長5年 (更新可)	
その他	上記以外で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方		最長5年 (更新可)	

※ 利用証は、交付対象者が同乗する場合も使用できます。

2 緊急通報システム NET119

問合せ…消防本部 通信指令課
電話 254-0119
FAX 256-4100
市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

緊急通報システムNET119は、音声で119番通報が困難な人（聴覚や言語に障がいのある人）が、簡単に素早く119番通報できるシステムです。

- ・スマートフォン、携帯電話のインターネット接続を利用して、火災や急病などの緊急通報が簡単な操作でできます。
- ・スマートフォン、携帯電話のGPS機能で、外出先からの通報でも居場所を特定することができます。
- ・通報後は、チャット（文字対話）機能を使って現場の状況をリアルタイムに伝えることができます。

《対象者》 津市内に在住、在勤、在学の方で、音声による119番通報が困難な方

《利用対象地域》 原則津市内での利用となります。

※ 事前登録が必要となります。

NET119のほかに、FAXによる119番通報「FAX119」をご利用いただけます。
(「119」をダイヤルした後にFAXを送信します)

3 大型家具等ごみ出し支援事業

問合せ…市環境政策課
電話 229-3258
各総合支所地域振興課

対象者は、要支援認定者、要介護認定者、障がい者、75歳以上の者のみで構成される世帯で、大型家具等をごみ一時集積所まで出すことが困難な世帯に対して、市職員が直接、無料で収集に伺います。

※上記対象者以外の方が同居している世帯や、対象者が既に施設等に入所している場合や空家の場合、引っ越しに伴う処分の場合は本制度の対象となりませんのでご注意ください。

※ 身近な方（親族、同居人、ご近所の方など）から支援が得られる場合は、まずその方々からの支援を優先してください。

4 はっぴいのーと

問合せ…津市地域障がい者相談支援センター内相談室
電話 272-4554 FAX 253-1645
市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

障がいのある人や支援を必要とする人、又はそのご家族が生涯にわたり安全で安心な生活を送ることが出来るよう、途切れないより良い支援が受けられるよう、家族と支援者を結ぶためのノートです。

津市に在住又は在学の18歳以下の子どもの保護者で、利用申込書を提出された方には専用ファイルに製本した「はっぴいのーと」を後日お渡しします。

利用申込書は津市ホームページからダウンロードすることができます。

5 つながるハンドブック

問合せ…市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当

子どもの成長・発達に心配があるとき、障がいがあると分かったときなど、さまざまな「困ったとき」に活用していただけるよう、相談や支援機関を1冊にまとめたものです。津市ホームページからダウンロードすることができます。

6 家族の集い（こころのサロン）

問合せ…市障がい福祉課

こころの不調や病のある方の家族を対象に、同じ思いを持つ家族同士、困りごとや辛さを聴き合いそれを共有し、一緒に考えながら、家族だからこそ得られる関わり方を学べるところです。

開催日等についてはお問い合わせください。

7 障がい者支援アプリ「ミライロ>ID」

専用アプリケーション（ミライロ>ID）を利用し、障害者手帳の情報をスマートフォンに取り込むことにより、障害者手帳を提示しなくても、スマートフォンの画面を提示することにより、一部窓口での割引対応が受けられるものです。

ミライロ>IDが使用できる施設については、株式会社ミラボのホームページから確認することができます。

障がい者マークの紹介

障がいのある方に関するマークには、主に下記のようなものがあります。
これらのマークを見かけたら、ご理解とご協力をお願いします。

身体障がい者標識（身体障がい者マーク）

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。



このマークの表示は努力義務となっています。

運転免許試験場内三重県交通安全協会（229-1212）で販売されています。

聴覚障がい者標識（聴覚障がい者マーク）

聴覚障がいがあることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する聴覚障がい者標識（障がい者マーク）で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。



このマークを表示しない場合、道路交通法違反になります。

運転免許試験場内三重県交通安全協会（229-1212）で販売されています。

国際シンボルマーク

国際リハビリテーション協会によって、障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを明確に表すためのマークです。



※ 車に貼る場合、道路交通法上の規制を免れるものではありませんのでご注意ください（市販されています）。

ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障がい者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関、デパート、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。



お店の入り口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いします。

○身体障がい者補助犬とは

- ・盲導犬…目の不自由な方を安全に誘導します。

- ・介助犬…からだの不自由な方の障がいに応じて活躍します。
- ・聴導犬…耳の不自由な方にいろんな音を聞き分けて知らせます。

耳マーク

聞こえが不自由なことを表すマークです。耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。耳の不自由な方と話す時は「はっきりと口元を見せて話す」、「筆談をする」などの配慮をお願いします。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



ハートプラスマーク

心臓・腎臓等の内臓機能の障がいを持つ内部障がいのある方たちは、外見的に障がいのあることがわかりにくいため、「身体内部に障がいを持つ人」への理解を進めるために、マークの普及の取り組みが行われています。

購入については、特定非営利活動法人ハート・プラスの会事務局（電話 080-4824-9928）へお問い合わせください。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたものです。

このマークを利用して、三重県では三重県版ヘルプカードを作成し、配布しています。

（問い合わせ先：三重県子ども・福祉部地域福祉課 電話 059-224-3349）

